

伊 海 ス 第 2 4 号
令和元年 9 月 9 日

津ヨットハーバー利用者 各位

一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター
理事長 前葉 泰幸

消費税改正に伴う
津ヨットハーバー使用料金の改正について

平素は、津ヨットハーバーの運営及び当一般財団の事業等にご理解ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

この度、消費税（地方消費税を含む）につきまして、2016年11月28日に施行された法律（平成28年法律第85号及び第86号）に基づき、2019年10月1日からの消費税率を現行の8%から10%へ引き上げることになりました。

つきましては、これに伴う津ヨットハーバー施設における使用料金を下記のとおり改正いたしますので、恐れ入りますがご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 使用料金の改正内容 内税方式にて新税率を適用した料金に改正（別紙料金表）
2. 適用日 2019年10月1日